

公開講座開催法の多様性と問題点

茨城大学生涯学習教育研究センター

藤平 誠二

- この報告は、平成13年10月25日から26日にかけて富山大学で行われた「第23回全国国立大学生涯学習系センター研究協議会」に際して、茨城大学から提案した承合事項「『公開講座』開催方式の多様性について」に対し加盟各大学から得られた回答を概略的に整理報告し、併せて報告者の公開講座に関する私見を付加するものである。

因みに、上記研究協議会に加盟している大学は以下の26大学である。

北海道大学、北海道教育大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、福島大学、茨城大学、図書館情報大学、宇都宮大学、高岡短期大学、富山大学、金沢大学、岐阜大学、静岡大学、滋賀大学、大阪教育大学、和歌山大学、島根大学、徳島大学、香川大学、高知大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、琉球大学

- 大学における生涯学習関連事業や開放実践事業には様々な取り組みがあるが、公開講座は現在もなおその中心的取り組みであると言える。しかしながら従来型の公開講座形式には様々な問題が生じているし、そもそも大学が行う教育サービス面での社会貢献として従来方式の公開講座は適切であるかを問われねばならない時機に来ていると言える。公開講座の見直しの時機である。

その場合、講座のテーマや内容の問題が第一義的に重要であることは言うまでもないが、他方、どのような方式、方法で行うかという開催方法自体も問題となる。それゆえ既に各大学で開催方法については様々な工夫が凝らされてきている。

- 今回の茨城大学からの承合事項提案は、そのような現状認識のもと、他大学の公開講座開催方法の動向を大まかに把握し、新たな見直しの契機としたいとの趣旨であった。

今回の問い合わせは、研究協議会に伴う承合事項という性格上、予め詳細な記入事項を含む書式を定めて行う類のアンケート調査ではなく、いくつかの分類例を挙げたのみで回答を依頼したものであった。従って、当然のことながら回答の仕方は大学によりまちまちで、詳細な回答を寄せた大学もあれば、有る無しのみを記述された大学もあり、回答内容の濃淡は様々であった。その点は依頼した側も予測していたことであり、それで良しと判断していたことである。

なぜなら、同じ国立大学であっても、立地の地理的条件、規模、センターの位置づけ等、公開講座開催の背景となる諸条件にかなりの差があり、それを度外視して、一律かつ詳細な数値化を試みても、必ずしも真の全体像を捉えることにはならないと考えるからである。詳細に数値化することは、一見、客観的事実を詳細に把握することであるかのように見なされるのであるが、その数値を生じる背景的、内的状況や要因が異なれば実は客観的な事実にはなり得ない。

この報告は、各大学が抱える諸条件の相違を考慮し、そもそも大まかな概要を把握することを趣旨とした承認事項に対する回答を、あくまで概略的に整理したものに過ぎない。

4. 公開講座の開催形式については以下のように整理分類してみた。

(なお、講座の実施主体・センターか学部か等の件もあるが、ここでは問わない。)

1) 担当する講師について、学外講師を含んだ講座を開催しているか

・・・原則的には当大学の専任教官が担当するのであるが、講座によってはその内容をより充実させるために学外に講師を求め、担当を依頼して行う場合もある。(なお、学外講師がどの程度の割合で担当しているか等はここでは問わない。)

2) 開講する場所について、学外で開講しているか

・・・開講する会場は通常当大学のキャンパス内であるが、受講者の利便等を考慮し学外に場を求めて開講する場合がある。これには「出前講座」、「出張講座」などを含む。

3) 開催の一形式として、他機関団体との「共催講座」を実施しているか

・・・単に学外に場所を借りて開催するのではなく、他機関団体と共催(もしくは協賛)して行っている講座がある。

4) 受講者について、受講者を特定した講座を開講しているか

・・・「公開講座」は通常広く一般市民を受講者対象として行うものであるが、テーマや内容によっては受講者を特定して行う講座もある。

5) 正規授業の公開講座化、「公開授業」を行っているか

・・・学生に単位を授与する正規授業の一部を、同時に公開講座として一般市民(等)に開放して行う場合がある。

6) 開講の特殊方式として、ゼミナール方式等の講座を開講しているか

・・・公開「講座」方式ではなく、少人数を対象に演習を取り入れた方式の講座や実技実習指導、ワークショップ等の特殊な形式で実施している講座がある。

7) 情報通信機器を利用した講座を開講しているか

・・・インターネット等の情報通信機器を利用して講座を開講する場合がある。

5. 各開催形式分類に該当する大学は以下の通りである。

(各形式の実施、実績の細部については各大学で様々であり、分類上困難なケースもあるが、ここでは大まかに捉えておく。)

1) 学外講師を含んだ公開講座を行っている大学

北海道大学	弘前大学	岩手大学
東北大学	福島大学	茨城大学
宇都宮大学	富山大学	高岡短期大学
金沢大学	静岡大学	島根大学
徳島大学	香川大学	長崎大学
熊本大学	大分大学	宮崎大学
琉球大学		計19大学

*加盟26大学の内多くの大学(73%)が学外講師を含む講座を開講していることになる。

2) 学外でも公開講座を行っている大学

北海道大学	岩手大学	東北大学
福島大学	茨城大学	宇都宮大学
高岡短期大学	静岡大学	滋賀大学
島根大学	徳島大学	香川大学
高知大学	長崎大学	熊本大学
大分大学	宮崎大学	琉球大学

計 18 大学

*この内、市民センター（東北大学）、サテライト教室（茨城大学、高知大学）、公民館（宇都宮大学）、商工会議所（香川大学）、企業施設（長崎大学）など様々な例がある。

（なお、他機関団体が主催する講座に講師を派遣しているケースは大学主催の公開講座とは異なるのでここでは挙げない。）

3) 他機関団体との共催（協賛）講座を行っている大学

北海道大学	北海道教育大学	弘前大学
岩手大学	東北大学	福島大学
茨城大学	宇都宮大学	富山大学
高岡短期大学	金沢大学	静岡大学
滋賀大学	大阪教育大学	和歌山大学
島根大学	香川大学	長崎大学
宮崎大学	琉球大学	

計 20 大学

*この内、自治体（県民カレッジ等）および教育委員会との共催例が大部分であるが、他大学（静岡大学、和歌山大学）、ボランティア団体との協力（北海道教育大学）、学会及び中小企業支援センター（大阪教育大学）、市民団体やマスコミ等（和歌山大学）、国立青年の家（島根大学）、商工会議所（香川大学）などの例がある。

4) 受講者を特定した公開講座を行っている大学

北海道大学	北海道教育大学	弘前大学
福島大学	茨城大学	図書館情報大学
宇都宮大学	高岡短期大学	金沢大学
静岡大学	大阪教育大学	徳島大学
熊本大学	琉球大学	

計 14 大学

*この内、自治体職員（北海道大学、茨城大学、宇都宮大学、長崎大学、琉球大学）、小中高等学校生——父母、教師を含む（北海道教育大学、弘前大学、茨城大学、静岡大学、大阪教育大学）、現職教員（北海道大学教育学部、大阪教育大学）、職業人（リカレント教育として、金沢大学、長崎大学）、図書館情報センター関係者（図書館情報大学）、金属・工芸関係者（高岡短期大学）、医療技術者または看護婦（徳島大学、熊本大学）、知的障害児及び養護学校教員（福島大学）などの例がある。

（なお、上記には「大学等地域特別開放事業」および「教員免許法公開講座」としての公開講座も含む。）

5) 正規授業の一部を公開講座化して行っている大学

茨城大学	富山大学	高岡短期大学
滋賀大学	島根大学	徳島大学
高知大学	大分大学	計 8 大学

* この内、講座数の多い大学は、徳島大学（共通科目 22、専門科目 4）、高知大学（共通科目 13）、大分大学（教養科目 24）などである。

6) 特殊方式の公開講座を行っている大学

北海道大学	弘前大学	東北大学
宇都宮大学	富山大学	静岡大学
和歌山大学	島根大学	徳島大学
香川大学	大阪教育大学	高知大学
宮崎大学	長崎大学	計 14 大学

* この内、ゼミナール方式（東北大学、宇都宮大学、和歌山大学、香川大学、徳島大学、長崎大学）、実技実習方式（弘前大学、富山大学、静岡大学、島根大学、宮崎大学）、ワークショップ方式（北海道大学、大阪教育大学）、合宿または見学旅行方式（宇都宮大学、富山大学、島根大学、高知大学）、地域交流方式（高知大学）などの例がある。

7) 情報通信機器を利用しての公開講座を行っている大学

東北大学	島根大学	徳島大学
熊本大学		計 4 大学

* この内、インターネット利用（「ネット開放講座」として東北大学、徳島大学）、衛星通信利用（「エル・ネット（オープン）カレッジ」として島根大学、宮崎大学）、テレビ・ラジオ放送利用（熊本大学）などが例である。

6. 先に、従来型公開講座形式は見直しの時機に来ていると述べた。そのように考えざるを得ないひとつの理由は、全般的に受講者が減少傾向にあり、多くの講座で十分な受講者を得られない実態が生じていることである。

この点については、テーマ・内容の問題も関わって次のような考え方がある。即ち、大学が行う社会的教育サービスにおいては、必ずしも社会的ニーズに迎合した内容や方法によって多くの享受者を得ることだけが本旨ではない、むしろその専門性を生かして、大学でしか扱えないテーマや、いまだ一般化してはいないが重要である問題や認識を先取的に採り上げ、それに相応しい方法でサービスする方が本務である。社会にシーズを待き、社会のニーズを開発することである。そのために必然的に享受者が少ない結果になってもそれはやむを得ない、という考え方である。（報告者もいずれかと言えばこうした考え方方に与したい。）

しかしながら、そうは言っても一方では、開講する以上はある程度の受講者を得なければ開講の意義は薄れるという主張も当然成り立つ。受講者の減少傾向はやはり大きな問題として残ると見ざるを得ない。

受講者の減少傾向が生じている主な理由については次のように考えられる。

(1) 長引く経済不況により、経済的にも心理的にも、生活時間的にも一般に学習のた

めの余裕がなくなっていること。

- (2) 他機関、ことに自治体の関連機関による（受講料無料での）講座が普及していること。
- (3) 広報活動において（他機関の場合と比較して）有効にしてきめ細かい方法を欠いていること。
- (4) 内容上専門的に過ぎ、あるいは独善的なものに偏する場合もあり、一般の興味関心を得にくくこと。

7. そこで、報告者は、公開講座の見直しの問題を、5で報告した諸大学での多様化の試みを参考にして、主に受講者の減少実態と、大学外での普及（6の2）の観点から、以下のような解決の方向性を考えてみた。

- (1) 従来多くの大学は、大学外の諸機関団体の公開講座開催に協力し、かつ先導的な役割を果たしてきたが、既に大学外に公開講座が普及した以上は、一定の役目を終えたと判断でき、新たに別な方向での役割を模索すべきである。
- (2) 今後もなお他機関への指導協力が必要ならば、大学が主催するのではなく、可能な限り全面的に他機関との共催方式に転換する方が適当である。
- (3) 大学の研究教育の成果を一般社会に還元する方法としては、必ずしも大学の正規教科課程とは別個の公開講座方式を探らずとも、本来は正規教科課程自体をもって直接貢献、還元するのが筋であると言える。即ち大学教育のいわば本体である（学生向け）講義、授業を一般人に開放すること（「公開授業」）である。
この点に関しては、既に聴講生制度や科目履修生制度があるが、これらは1期全講義を受講しなければならず、また後者は正規単位を取得するためのもので、必ずしも一般人の学習ニーズに適応したものではない。一般人には時間的にも経済的にも過重である場合が多く、また正規単位は多くの人に必要とされない。
- (4) 「公開講座」として、正規授業以外の特別な実施形式がなお必要としても、高等教育機関としての大学はその専門性を生かして、少人数対象の実習を伴うきめ細かい教育指導が可能となるゼミナール方式の方がふさわしい。
- (5) 多くの享受者にサービスすることを目標とするならば、インターネット等、現在高度に発達し普及つつある情報通信機器を最大限に活用して行うことも一方策である。

（2002年1月）